

「市長への手紙」HP掲載データ（令和元年7月分）

見出し	0107-1 道路の支障となって伐採した木の提供を
ご意見	県道や市道の支障となって伐採した木材を無償で提供いただけないか。木材は貴重な資源であり、活用してほしい。
回答	<p>県道及び市道等の敷地内の伐採した支障木の無料提供についてですが、県道及び市道敷地内の支障木は、伐採した場合は区長等を通じて、地区の皆様にも無料提供しておりますが、枝打ちのみで切り落とす量が少ない場合は、廃棄物として処理しております。</p> <p>今後、ある程度まとまった量の伐採木の発生が見込まれる場合は、市のホームページ等を通じての情報提供を検討してまいります。</p>
担当課	道路河川維持課 電話：0194-52-2151